

国名	マレーシア
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制) (△任意)	<p>公務部門 (JPA) の正社員◎ (1992年以降の採用者はJPAかEPFへの加入を選択できる。技術者や医師など将来民間部門へ移る可能性がある人など、公務部門の1%がEPFを選択している) 民間部門の正社員 (EPF) ◎, 非正規社員および自営業者等は△</p>
保険料率 (拠出率)	<p>公務部門 (JPA) 連邦政府と州政府は職員給与の5%, その他の公務部門機関は職員給与の17.5%を全額公費負担しており加入者の負担はなし 民間部門 (EPF) (60歳まで) 事業主13%, 被用者11% (2013年8月より) (ただし、従業員の月収が5,000リングを超える場合の事業主負担は12%) (60~75歳まで) 事業主6.5%, 被用者5.5% (ただし、従業員の月収が5,000リングを超える場合の事業主負担は6.0%)</p>
支給開始年齢	<p>公務部門 (JPA) 原則60歳 (40歳以上で勤続10年以上の任意退職でも支給) (2012年1月より定年年齢の引き上げに併せて支給開始年齢も60歳に引き上げられた) 民間部門 (EPF) 勘定Ⅰは55歳, 勘定Ⅱは50歳 (民間企業の退職年齢を60歳とする「最少退職年齢法」が2013年7月1日より施行されたが、勘定Ⅰは55歳で引き出し可能, 勘定Ⅱは50歳で引き出し可能で変更なし)</p>
給付の構造	<p>公務部門 (JPA) 年金 $\frac{1}{600} \times \text{在職月数 (上限360カ月)} \times \text{最終給与}$ 退職金 $0.075 \times \text{在職月数 (上限なし)} \times \text{最終給与}$ 民間部門 (EPF) 積立金の元利合計 (一括または毎月払い有期年金)</p>
所得再分配	<p>公務部門 (JPA) あり 民間部門 (EPF) なし</p>
国庫負担	<p>公務部門 (JPA) あり (全額) 民間部門 (EPF) なし</p>
年金制度における最低保障	<p>公務部門 (JPA) あり (勤続25年以上で最低保障月額720リング) 民間部門 (EPF) なし</p>
無年金者への措置	<p>高齢者手当を支給 (60歳以上で所得がない人への現金給付) (月額300リング)</p>
公的年金と私的年金	<p>企業年金は大企業や外資系企業を中心に存在するがごく少数 老後資金の貯蓄を目的に確定拠出型の個人退職勘定制度「民間退職年金スキーム (PRS : Private Retirement Scheme)」が2012年12月開始 (年間3,000リングまで所得控除)</p>
国民に対する個人年金情報の提供	<p>公務部門 (JPA) なし 民間部門 (EPF) Webサイト上で自分の積立状況等を照会できる機能あり</p>

(菅谷和宏・三菱UFJ信託銀行株式会社年金コンサルティング部上席研究員)